

米国流動性カバレッジ比率の 最終規則 要点および影響



2014年9月3日、米規制当局(「当局」)は、2013年10月24日に提案²された最低流動性基準に関する最終規則¹を公表しました。この最終規則は、流動性の定義に関して米国における定量的な規制上の基準を初めて設定するとともに、大手銀行が維持しなければならない流動性の最低水準としての流動性カバレッジ比率(LCR)を設定しています。この定量的基準は、先ごろ最終決定された強化された健全性基準³を補完するものです。

最終規則は、規則案が概ねそのまま採択されたものですが、変更点として、要求事項の内容や実施期限に関して若干の緩和が図られています。規則案からの最も重要な変更点は、大手金融機関におけるLCRの日次計算について段階的導入が規定されたこと、修正LCRが適用される金融機関について計算頻度が日次から月次に緩和されたことなどです。詳しくは、以下の要点およびデロイト⁴の見解をご参照ください。

要点

対象会社

資産 2,500 億ドル超または外国へのエクスポージャーが 100 億ドル超の銀行(「対象会社」)については 2015 年 1 月から最終規則が適用されますが、当初は LCR の月次計算のみが要求されます。

資産 7,000 億ドル超または預かり資産 10 兆ドル超の最大手銀行の場合、2015 年 7 月 1 日より LCR の日次計算を実施しなければなりません。これらの両方の基準未滿の対象会社については、LCR の日次計算を 2016 年 7 月 1 日より実施することが求められます。

デロイトの見解: 銀行は最終規則の LCR に関する規定に従って一定水準の流動性を維持しなければならないことには変わりはありませんが、日次計算の実施期限が延期されたことで、大きなオペレーション上の課題に対応する時間的猶予が与えられました。

修正 LCR 対象会社

最終規則の下では、資産規模が 500 億ドルから 2,500 億ドルの間にあり、かつ LCR 対象会社に該当しない米国銀行(「修正 LCR 対象会社」)は、流動性ポジションの計算を昨年秋に公表された規則の第一次案で求められていた日次ではなく、月次で行うことが可能となります。また、これらの銀行については、遵守のための準備期間が 1 年間延長され、最終規則の適用が 2016 年 1 月 1 日からとなりました。

さらに、最終規則の下では、修正 LCR 対象会社について、ストレス下における資金流出額が 30%引き下げられました。この取扱いは、規則案で示された「LCR(簡易版)」の計算に概念上類似しています。

デロイトの見解: 規則案で示された LCR の日次計算要求が変更され、最終規則では月次計算で足りることとなったため、上記の規模の銀行にとっては一層の条件緩和となりました。

外国銀行(FBO)およびシステム上重要なノンバンク金融機関(ノンバンク SIFI)

FBO の一部が単独で対象会社に該当する場合を除き、最終規則は FBO および米連邦準備制度理事会(FRB)のレギュレーション YY の下で設立が要求される中間持株会社には適用されません。また、ノンバンク SIFI にも最終規則は適用されません。

デロイトの見解: これらの金融機関について FRB は今後の規則制定プロセスを通じて LCR ベースの基準を別途導入する予定であるため、最終規則の適用範囲が狭くなったことの影響は限定的です。

適格流動資産(HQLA)の定義の変更

適格負債および持分証券の範囲は、以下のとおり若干拡大されました。

- 第一に、規則案では、社債がレベル 2B 資産に分類されるには一般に売買される社債であることが要件となっていました。最終規則ではこの要件は削除されましたが、この資産クラスに対する他の適格要件は概ね採用されました。
- 第二に、規則案では、S&P500 指数に含まれている米国の普通株式のみがレベル 2B 資産に分類可能な持分証券とされていました。最終規則では、この定義が拡大され、ラッセル 1000 指数に含まれている米国の普通株式も適格とされました。

デロイトの見解: 一部の市場参加者から要望のあった流動性の高い地方債を HQLA に含めるという条件緩和は最終規則に反映されませんでした。スタッフはこれを認める新提案を別途作成すべきかどうか検討するよう提案しました。

ストレス下における純資金流出額の変更点

ストレス下における純資金流出額には、いくつかの注目すべき変更点があります。

第一に、30 日のストレス期間における満期のミスマッチの測定方法が修正されました。規則案の方法では、30 日のストレス期間の初日に期限前解約取引によるキャッシュフローが発生するという仮定が置かれていました。この点について、この仮定は合理的でなく、結果として累積流出額の最大値が誇張されるとのコメントが寄せられていました。

最終規則ではこの仮定を廃止し、比率の分母の計算式を変更して満期のミスマッチを考慮することとしました。これにより、米国 LCR の計算には、最大累積流出額を適切に反映するため、月末時点の純流出額の値に修正が加えられました。ただし、この計算方法では契約上の満期日がある流出額のみが考慮されます。

この計算方法の変更により全体的な要求は一般的に緩和されますが、ピーク日以降の資金流入額が増加しても比率の分母が小さくならないため、直観的に理解しづらい計算となっています。実際、資金流入額による相殺は資金流出額の 75%までという流入額上限の影響により、ピーク日以降の資金流入額が増加した結果分母が大きくなるという現象も起こり得ます。

デロイトの見解: このアプローチは、対象会社に若干の条件緩和を提供するとともに、実際の条件に対してより現実的な仮定を採用しています。最終規則では、この修正が計算業務の複雑化につながるしていますが、大きなオペレーション上の負担の増加は発生しないでしょう。

計算方法における第二の変更点は、分別管理された顧客資金の取扱いの明確化です。この追加規定は、証券会社の規則 15c3-3 の対象となる分別口座の資金は処分制約のある資産として扱うべきという当局の考えを反映しています。SEC の規則 15c3-3 の下で、対象会社は、証券会社に顧客のニーズを満たす十分な資産を確保させるため、一定の資産を分別口座において管理することが義務付けられています。したがって、規則 15c3-3 の対象となる分別口座で管理される資産は、対象会社が流動性ニーズを満たすために自由に処分できるものではないため、最終規則上、処分制約のない資産とは認められていません。ただし、これらの口座は HQLA としては不適格とされる一方、当局は証券会社の分別口座に関連する特定の金額を資金流入額に含めており、その詳細は最終規則の 33 条(g)(証券会社の分別口座の資金流入額)に規定されています。

デロイトの着眼点: 証券会社の分別口座資金流入額を利用するためには、LCR 流入額および流出額計算を顧客の現金および担保ポジションに適用しなければなりません。このような分析を実施することは、多くの会社にとって困難であると考えられます。したがって、全ての会社がこの資金流入額を利用するために必要な分析を実務上実施することを選択するとは考えられません。

また、上記以外の注目すべき変更点として、1) 公共部門による有担保預金の取り扱いを公共部門による無担保預金と同等もしくは一定の場合にはより有利な取扱いとしたことにより当該預金に関する業界の懸念に対応したこと、および 2) 100%の資金流出率を有価証券またはコマーシャルペーパーを発行する特別目的事業体に限定したこと、が挙げられます。

最終規則の影響

適格流動資産の定義を含む流動性の標準的な測定方法を確立することの重要性を強調し過ぎることはできません。これまでこうした標準的手法が存在していなかったため、個々の銀行の流動性を評価することが困難であるとともに、流動性に関して意味のある銀行間比較を行うことができませんでした。

最終規則が採択されたことによる追加的な影響は、それぞれの金融機関の規模やリスク特性によって異なるでしょう。当局による規制の検討プロセスおよび 2010 年に公表されたガイダンス⁵を通じて流動性リスク管理の改善とより大きな流動性バッファーが求められるようになったことに対応して、多くの金融機関がこれまで流動性基準の強化に備えてきました。これまでのこうした監督活動の結果、銀行は新しい LCR の要求事項および健全性強化基準により円滑に移行することができるでしょう。

FRB スタッフは、全ての要求事項が段階的に適用された後、銀行は 2.5 兆ドルの資産を保有しなければならないと予想していますが、これは不足額が 1,000 億ドルに過ぎないことを意味します。それでもなお、これらを日常的な通常のオペレーションに組み込むのに必要な IT およびオペレーションに関する要求事項を完全に満たすため、金融機関は大きな努力と多額の投資を行う必要があるでしょう。

最後に補足となりますが、銀行は、安定調達比率および短期ホールセール資金の調達に関する要求事項の設定が今後予定されていること、ならびに流動性リスクの管理および報告に関するその他の追加的な要求事項が導入される可能性があることにも留意する必要があります。米連邦準備制度理事会のダニエル・タルーロ理事は、2014年9月9日の上院銀行委員会の公聴会において、「連邦準備制度理事会は、金融機関による短期ホールセール資金への依存から発生する金融市場の安定性に対するリスクに対応するための中短期的措置を検討している。」と述べています。また同理事は、「理事会スタッフは、残存する短期ホールセール資金リスクに対応するための以下の3つのプロジェクトに取り組んでいる。第一は、米国GSIBに適用されるリスクベースの資本サーチャージに短期ホールセール資金の使用を組み込むための提案である。第二は、銀行が他の市場参加者に対する短期資金の提供者となる場合に適用される流動性要件を強化することを目的とした、BCBSの安定調達比率(NSFR)基準の修正案に関するものである。そして第三は、レポおよびリバースレポ、証券貸借および信用取引などの証券金融取引(SFT)における担保ヘアカットの下限值である。」と述べています。

これらの導入予定の規制および導入の可能性のある規制もまた、銀行に大きな追加的制約と費用を課すことになるでしょう。

脚注

- 1 <http://www.federalreserve.gov/newsevents/press/bcreg/bcreg20140903a1.pdf> 参照。
- 2 「流動性カパレッジ比率:流動性リスクの測定、基準およびモニタリング」(2013年10月24日)。<http://www.federalreserve.gov/aboutthefed/boardmeetings/FR-notice-lcr-20131024.pdf> より閲覧可能。
- 3 "Enhanced Prudential Standards for Bank Holding Companies and Foreign Banking Organizations," 79 FR 17240(2014年3月27日)(FRBのレギュレーションYY); OCC, FRB, FDIC、貯蓄金融機関監督局(OTS)、全国信用組合管理庁(NCUA)参照。
- 4 本文書において、「デロイト」はデロイトLLPの子会社であるデロイト&トウシュLLPを意味します。デロイトLLPおよびその子会社の法的構成の詳細についてはwww.deloitte.com/us/about をご覧下さい。公的会計の規則によっては特定の証明サービスをご提供できない場合もあります。
- 5 "Interagency Policy Statement on Funding and Liquidity Risk Management," 75 FR 13656(2010年3月22日)

本資料に掲載されているのは一般的な情報のみであり、デロイトは、本資料により会計、ビジネス、金融、投資、法務、税務、またはその他の専門的アドバイスもしくはサービスを提供するものではありません。本資料はそのような専門的アドバイスまたはサービスに代替するものではなく、また貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為の基礎として利用されるべきではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。

デロイトは、本資料を依拠した利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Copyright © 2014 Deloitte Development LLC. All rights reserved.
Member of Deloitte Touche Tohmatsu Limited
Translation: © 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Contacts

Matthew Dunn
Director
Deloitte & Touche LLP
+1 908 963 6815
matdunn@deloitte.com

Robert Maxant
Managing Partner
Financial Institution Treasury Leader
Deloitte & Touche LLP
+1 212 436 7046
rmaxant@deloitte.com

Alok Sinha
Managing Principal
U.S. Banking & Securities Leader
Deloitte & Touche LLP
+1 415 783 5203
asinha@deloitte.com

David Wright
Director
Deloitte & Touche LLP
+1 415 783 4123
davidmwright@deloitte.com

Michael Bolan
Senior Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 312 486 0117
mbolan@deloitte.com

Martin Prince
Senior Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 203 905 2615
maprince@deloitte.com